

東大阪市PTA協議会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会の名称は東大阪市PTA協議会(以下「協議会」という。)という。
- 第2条 協議会の事務局を東大阪市教育委員会事務局内におく。
- 第3条 協議会は児童青少年の幸福な成長をはかるため、単位PTA相互が連絡提携し進んで地域社会と協力し、本市教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。
1. 単位PTA相互連絡、連携、親睦に関する事。
 2. 教育振興のための調査、研究、陳情に関する事。
 3. 各種研究会の開催に関する事。
 4. 単位PTA相互の教養並びに講演会、講習会等の奨励及び開催に関する事。
 5. 単位PTA活動及び協議会活動をより活発に推進し、あわせて会員相互の福祉増進に関する事。
 6. その他必要な事項。

第2章 方 針

- 第5条 協議会は次の方針に基づいて活動する。
1. 協議会は、非営利的、非宗教的、非政党的であつて、協議会の名において営利的、宗教的、政党的な団体及び事業に関係をもつこともそれらの職務の候補者を推薦することもできない。
 2. 協議会は自主独立のものであつて他の団体から支配、統制をうけない。
 3. 協議会は、教育行政に不当に関与しない。
 4. 協議会は、児童・青少年の教育と福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 5. 協議会は、単位PTAの自主活動を尊重する。

第3章 構 成

- 第6条 協議会は、市立幼・こども・小・中・義務教育学校園のPTAをもつて構成する。
- 第7条 協議会の構成員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第8条 構成員は、協議会の目的達成に努力するとともに、分担会費のかたちで、別に規定する会費を納めなければならない。

第4章 役 員

- 第9条 協議会に次の役員をおく。
- 会長1名、 副会長3名、 会長補佐2名以上、書記2名、 会計2名、
常置委員長及び副委員長 若干名

第10条 役員は、次の方法により選出する。

1. 年度初めの理事総会において理事の中からブロック各1名、前年度役員より4名の指名委員を選出し、指名委員会を構成する。
2. 指名委員会は、各役員につき、理事の中よりそれぞれ候補を選び、理事総会に報告する。
3. 役員は理事総会出席者の3分の2以上の賛成により決定する。

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長と会務内容を共有し、会長不在時はその代理を務める。
3. 会長補佐は、会務を取り仕切り、会長の業務を補佐する。
4. 書記は、理事総会、常任理事会及び役員会の議事を記録し、各種会合等の通信を行い関係書類を保管する。
5. 会計は、協議会すべての金銭収入支出を記録し、理事総会において会計監査を経て決算を報告する。
6. 常置委員長は、各ブロックの常置委員長及び副委員長を総括し、その事業推進の任にあたる。

第12条 役員の仕事は、1カ年とし、5月1日より翌年4月30日までとする。

第13条 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員は、単位PTA会員の資格を失った場合でも次期役員が就任するまでは、前任者がその仕事を行う。

第5章 理事・常任理事

第15条 理事は、単位PTAの会長1名、副会長若しくはそれに代わる者2名(内1名は母親)とし、理事総会を構成する。

第16条 常任理事は、単位PTA会長とし、常任理事会を構成する。

第17条 理事及び常任理事の仕事は、1カ年とし、5月1日より翌年4月30日までとする。ただし再任を妨げない。

第18条 理事は単位PTA会員の資格を失った場合でも、次期理事が就任するまでは前任者がその仕事を行う。

第6章 参 与

第19条 参与は、市立学校園の幼稚園・こども園長会代表、小学校長会代表、中学校長会代表とする。

第20条 参与は、理事総会、常任理事会、役員会に参加し、諮問に応じる。

第7章 顧 問

第21条 前年度協議会長、副会長、会長補佐を顧問とする。

第22条 顧問は、理事総会、常任理事会、役員会に出席し、諮問に応じる。

第23条 顧問の仕事は、1カ年とし、5月1日より翌年4月30日までとする。

第8章 相 談 役

- 第24条 協議会に若干名の相談役をおくことができる。
- 第25条 相談役は、役員会で選出し、常任理事会の承認を得る。
- 第26条 相談役は、協議会の諮問に応じる。
- 第27条 相談役の任期は、1カ年とし、5月1日より翌年4月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

第9章 会 議

- 第28条 協議会は、その目的を達成するため次の会議を持つ。
理事総会、常任理事会、役員会、各種常置委員会、ブロック連絡会
- 第29条 理事総会、常任理事会、役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 第30条 会議は、すべてその構成員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 第31条 会議は、すべて公開を原則とし、その議事は出席人員の過半数をもって決める。可否同数の時は議長が決定する。
- 第32条 理事総会は、最高議決機関であって原則として年1回以上開催し、その他必要なときに臨時に開催することができる。
1. 協議会運営の基本方針
 2. 予算と決算
 3. 年間行事
 4. その他重要事項
- 第33条 理事総会は、その権限に属する事項の一部を常任理事会に委任することができる。
- 第34条 常任理事会は、理事総会に提出する議案を作成するとともに、前条に基づき重要事項の処理にあたる。
- 第35条 役員会は、理事総会及び常任理事会の決議に基づいて協議会の運営と調整にあたる。
- 第36条 協議会には、次の常置委員会をおく。
学習委員会 文化委員会 広報委員会
- 第37条 協議会には、地域別4ブロック連絡会をおく。
- 第38条 常置委員会、ブロック連絡会の規定については、別に定める。
- 第39条 協議会の運営について特別の必要があるときは、常任理事会にはかり特別委員会をおくことができる。
- 第40条 特別委員会は、その任務を終わると同時に、自動的に解散する。

第10章 会 計

- 第41条 協議会の経費は、分担会費、傷害補償給付負担徴収金、寄付及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 第42条 単位PTAの分担会費の年額は、毎年5月1日現在の園児・児童・生徒数に200円を乗じた額とする。
- 第43条 前条の規定する会費は、大阪府PTA協議会並びに中河内地区PTA協議会分担会費を含むものとする。
- 第44条 傷害補償給付負担徴収金の年額は、毎年5月1日現在の園児・児童・生徒数に25円を乗じた額に1PTA2,000円を加えた額とする。
- 第45条 傷害補償給付事業として、一定の条件のもとで傷害を被った会員に対し見舞金を給付する。傷害補償給付事業に関する細則は別に定める。
- 第46条 協議会の会計年度は、1カ年とし、5月1日より翌年4月30日までとする。

第11章 会 計 監 査

- 第47条 協議会の経理を監査するため、2名の会計監査をおく。
- 第48条 会計監査は、役員をのぞいた理事の中より選出し、理事総会の承認を得る。
- 第49条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を理事総会に報告する。

第12章 事 務 局

- 第50条 協議会の事務を処理するため、事務局に職員をおく。
事務局職員に関する細則は別に定める。

第13章 中河内地区PTA協議会代表

- 第51条 協議会は、中河内地区PTA協議会役員2名及び代議員3名を選出する。

第14章 雑 則

- 第52条 本規約は、理事総会において出席理事の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
- 第53条 本規約に定めるものの他、協議会の運営について必要な事項は、会長が常任理事会にはかり定める。
- 第54条 この規約は昭和42年5月1日より施行する。

昭和47年2月16日改正

昭和50年4月25日改正

昭和52年5月12日改正

昭和54年5月16日改正

昭和58年2月16日改正

昭和63年5月12日改正

平成元年2月23日改正

平成4年2月20日改正

平成6年5月27日改正

平成7年5月11日改正

平成9年12月9日改正

平成19年5月26日改正

平成20年5月31日改正

平成22年5月29日改正

平成26年5月31日改正

平成28年5月28日改正

平成29年5月27日改正

令和元年5月25日改正

令和4年3月2日改正